

京都市地域あんしん支援員設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、地域あんしん支援員（以下「支援員」という。）が、いわゆる「社会的孤立」等の状態にあり、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、既存の制度や地域だけでは対応が難しい福祉的課題を抱える者に対し、行政等の関係機関、地域との連携の下、寄り添いながら福祉的な支援につなげることにより、地域社会において、誰もが安心して日常生活を営むことを実現させ、もって本市の地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業は、第1条の目的を十分に理解し、かつ適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することにより実施する。

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、対応する公的制度がない者
- (2) 福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、支援を拒否する者
- (3) 複合的な課題を抱えている者及び世帯の中に複合的な課題があるにもかかわらず総合的な支援を受けられていない世帯に属する者

(要件)

第4条 受託事業者は、次に掲げる要件を備えている常勤専従職員を支援員として配置しなければならない。

- (1) 地域福祉の推進に熱意と理解があり、社会福祉士、精神保健福祉士、主任介護支援専門員、保健師のいずれかの資格を所有しているか、若しくは概ね5年以上の相談援助業務の経験を有すること。
- (2) 相談援助業務とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 生活保護法に定める援護を行う現業員
 - イ 児童福祉法に定める児童福祉司
 - ウ 社会福祉施設の生活相談員
 - エ 医療機関のソーシャルワーカー
 - オ その他、これらに準ずると認められる相談援助業務に従事したこと

2 受託事業者は、第1項の規定により支援員を配置した際には、別に定める様式により本市に報告しなければならない。

(業務内容)

第5条 受託事業者は、事業の目的を十分に理解したうえで、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援対象者への支援
 - ア 支援対象者の生活、心身の状況及びその家族等の実態把握

イ 行政等の関係機関、地域との連携による支援対象者への継続的な支援活動

- (2) 効果的な支援のための地域への働き掛け
- (3) その他、地域福祉の向上を図るうえで必要なこと

(本市の役割)

第6条 本市は、事業が円滑に行えるように、支援会議の開催等関係機関による連絡支援体制の整備等を行うとともに、支援対象者に対して、支援員と連携して必要な支援を行うものとする。

(遵守)

第7条 受託事業者及び受託事業関係者は、次のことを遵守するものとする。

- (1) 業務によって知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (2) 支援員が業務を遂行する際には、本市の発行する身分を証明する証票（様式第1号）を携帯すること。

(解職)

第8条 受託事業者は、支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に代わる者を支援員として配置しなければならない。

- (1) 活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 第7条第1号に違反したとき。
- (3) 支援員として、ふさわしくない非行があったとき。

(記録報告)

第9条 受託事業者は、別に定める活動報告書により、毎月の活動を本市に報告しなければならない。

(業務の進捗評価)

第10条 受託事業者は、必要に応じて京都市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、業務の進捗等を報告するものとする。

(実施の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

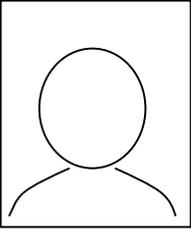
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

(おもて)

← 25mm →

↑ 30mm ↓

	<p style="text-align: center;">京都市地域あんしん 支 援 員 証</p> <p>No. _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>上記の者は、京都市地域あんしん支援員であることを証明する。 年 月 日から 年 月 日まで 京都市長 ○○○○ 印</p>
---	--

(う ら)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 この地域あんしん支援員証は、常時携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。2 この地域あんしん支援員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。3 この地域あんしん支援員証は、不要となったとき又は有効期間が経過したときは、速やかに返還しなければならない。 |
|---|